民間給 好関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査時点

平成29年4月分最終給与締切日現在

3 調査範囲

- (1) 調査対象事業所 常勤の従業員数が、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所
- (2) 調査対象職種 支店長等76職種(うち初任給関係職種18職種)

4 調査対象の抽出

- (1) 事業所の抽出 上記3(1)に該当する597事業所のうち規模及び産業等により 層化し198事業所を無作為に抽出した。
- (2) 従業員の抽出 調査事業所の従業員のうち、調査職種の定義に該当するもの を抽出した。

調査実人員は9,554人(うち初任給関係職種633人)、調査職種該当者(母集団)の推定数は36,472人であり、うち行政職に相当する調査実人員は8,253人(うち初任給関係職種604人)、 当該調査職種該当者(母集団)の推定数は25,911人である。

5 調査項目

- (1) 事業所票(1) 賞与等の支払状況
- (2) 事業所票(2) 給与改定及び諸手当の支給状況等
- (3) 個 人 票 年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び 通勤手当等
- (4) 初任給調査票 学歴別初任給月額及び該当従業員数

産業別・規模別調査事業所数

産	業	企業規	模	全規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人 以 上 100 人 未 満
全	産	業	計	185	56	91	38
農漁	業 ,	林	業業	0	0	0	0
鉱業建	美,採石業, 設		文業業	15	5	8	2
製	造		業	82	28	43	11
	(・ガス・熱 報 通 輸 業 ,	信	業	36	7	17	12
卸	売 業 ,	小売	業	5	4	1	0
金 不 重	融 業 , 助産業,物	保険	業業	5	4	0	1
教医サ	育 , 学 脅 療 ,	福	業祉業	42	8	22	12

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が13あった。
 - 2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。
 - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

職種別民間給与の支給状況

その1 公民給与比較の対象職種

1 企 業 規 模 計

	調 査 平均 平成29年4月分平均支給						均支給額			
	耵	敞 種	名				きまって支給			備考
					実人員	年齢	する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A-B)	
					人	歳	円	円	円	
	支	J	店	長	14	56.8	799,584	62	799,522	【構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
		大	学	卒	8	56.0	843,450	7	843,443	
		短	大	卒	*	*	*	*	*	
		高	校	卒	5	58.2	769,159	171	768,988	
事		中	学	卒	-	-	_	_	_	
務	エ	į	場	長	12	54.4	729,275	440	728,835	【構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
		大	学	卒	9	55.4	803,025	570	802,455	
		短	大	卒	*	*	*	*	*	
技		高	校	卒	2	53.5	468,692	0	468,692	
術		中	学	卒	-	_	-	-	-	
	事	務	部	長	169	53.2	544,410	1,479	542,931	
関		大	学	卒	123	53.9	560,776	1,297	559,479	C COMP BOILING II SHA CO
係		短	大	卒	10	49.4	530,766	4,830	525,936	
		高	校	卒	36	52.0	497,734	1,065	496,669	
職		中	学	卒	-	_	-	-	-	
種	技	術	部	長	184	53.1	636,985	8,605	628,380	同上
		大	学	卒	137	52.9	656,872	1,652	655,220	
		短	大	卒	6	54.8	504,910	0	504,910	
		高	校	卒	40	53.3	597,164	31,979	565,185	
		中	学	卒	*	*	*	*	*	

⁽注)「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

							亚 成 29 年	4月分平	均支給額	
	_				調査	平均	きまって支給		3 70 //14 15/	
	捐	哉 種	重 名		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	備考
							(A)	手当 (B)		
					人	歳	円	円	円	
	事	務	部 次	長	74	49.8	484,057	1,138	482,919	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
		大	学	卒	51	49.7	508,998	835	508,163	
		短	大	卒	3	52.5	522,715	0	522,715	(注)「中間職(部長ー課長間)」とは、部長と課 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)。
		高	校	卒	20	49.7	417,026	2,041	414,985	EE. 117 2400 E C 7 7 7 1 1 1 2 6 7 6
事		中	学	卒	_	_	_	-	_	
務	技	術	部 次	長	79	50.4	543,598	4,750	538,848	同上
		大	学	卒	59	50.3	554,569	3,238	551,331	
		短	大	卒	11	50.5	537,641	8,314	529,327	
技		高	校	卒	9	51.1	469,358	10,928	458,430	
術		中	学	卒	-	-	-	-	-	
	事	務	課	長	378	49.3	495,900	5,144	490,756	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
関		大	学	卒	231	48.6	516,277	3,827	512,450	
係		短	大	卒	31	47.8	481,038	9,623	471,415	
		高	校	卒	115	50.9	463,830	6,265	457,565	
職		中	学	卒	*	*	*	*	*	
種	技	術	課	長	514	48.6	549,615	8,498	541,117	同上
		大	学	卒	303	47.9	563,516	5,805	557,711	
		短	大	卒	46	48.1	551,152	5,364	545,788	
		高	校	卒	164	50.1	522,053	14,661	507,392	
		中	学	卒	*	*	*	*	*	

									平成 29 年	4月分平	均支給額	
	***	LL	er.	-			調査	平均	きまって支給		- 4 7C //H HZ	, H
	耵	哉	種	名			実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	備 考
									(A)	手当 (B)		
							人	歳	円	円	円	
	事	務	課	長	代	理	222	46.0	457,466	22,935	434,531	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
		大		学		卒	154	44.7	457,961	22,115	435,846	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
		短		大		卒	10	42.3	453,804	47,806	405,998	(注)「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に
		高		校		卒	57	50.2	456,863	20,218	436,645	位置付けられる者をいう(以下同じ。)。
事		中		学		卒	*	*	*	*	*	
務	技	術	課	長	代	理	124	48.9	509,756	58,407	451,349	同上
		大		学		卒	37	44.9	472,338	40,136	432,202	
•		短		大		卒	5	44.7	479,032	30,398	448,634	
技		高		校		卒	82	50.5	524,717	66,294	458,423	
術		中		学		卒	-	_	-	=	-	
	事	彥	务	係		長	462	45.2	398,368	35,196	363,172	係の長及び係長級専門職
関		大		学		卒	200	41.8	404,091	41,332	362,759	
係		短		大		卒	51	46.6	393,049	30,491	362,558	
		高		校		卒	208	47.6	396,030	31,284	364,746	
職		中		学		卒	3	54.0	287,623	16,967	270,656	
種	技	犲	亍	係		長	481	42.9	458,533	66,779	391,754	同上
		大		学		卒	215	39.6	446,824	60,965	385,859	
		短		大		卒	48	43.4	457,800	69,049	388,751	
		高		校		卒	217	45.7	469,941	71,535	398,406	
		中		学		卒	*	*	*	*	*	

					3m -l-	→ 1/.	平成29年4月分平均支給額			
	H3	哉 種	名		調査	平均	きまって支糸	<u>}</u>		備考
	ĄI	耿 性	名		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	加州
							(A)	手当 (B)		
					人	歳	円	円	円	【は目標のシャ市学記)でわけてナバ
	事	務	主	任	422	40.9	354,848	39,296	315,552	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が
		大	学	卒	189	37.5	358,736	43,549	315,187	上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
		短	大	卒	62	43.3	326,829	24,920	301,909	(注)「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係 員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給
		高	校	卒	169	43.8	360,075	39,022	321,053	与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)。
事		中	学	卒	2	52.0	390,581	98,842	291,739	
務	技	術	主	任	556	43.4	449,562	60,131	389,431	同上
		大	学	卒	206	40.0	448,526	63,407	385,119	
		短	大	卒	48	45.1	438,719	57,275	381,444	
技		高	校	卒	297	45.5	452,686	58,481	394,205	
術		中	学	卒	5	47.6	399,061	39,705	359,356	
Min	事	務	係	員	1,717	35.6	273,416	27,520	245,896	
関		大	学	卒	706	32.6	290,626	36,340	254,286	
係		短	大	卒	269	40.2	271,800	23,677	248,123	
		高	校	卒	733	36.7	257,275	20,389	236,886	
職		中	学	卒	9	42.3	247,922	15,194	232,728	
種	技	術	係	員	1,549	35.1	342,739	55,830	286,909	
		大	学	卒	629	32.9	348,058	62,218	285,840	
		短	大	卒	181	32.2	318,282	52,466	265,816	
		高	校	卒	734	37.6	344,291	51,612	292,679	
		中	学	卒	5	49.8	367,684	24,922	342,762	

2 企業規模500人以上

	平成29年4月分平均支給								均支給額	
	u	₩ 1 ∓	Ħ		調査	平均	きまって支糸	7		/# <u>*</u> +7.
	Я	職 種	名		実人員	年齢	する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	支		i	長	12	56.7	817,713	71	817,642	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	エ	場	<u>=</u>	長	9	55.4	803,025	570	802,455	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事	務	部	長	67	53.2	660,351	1,932	658,419	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部
事	技	術	部	長	118	53.3	707,194	4,638	702,556	の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
務	事	務音	『 次	長	34	53.0	597,807	0	597,807) 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる
	技	術音	水	長	50	50.1	575,353	1,842	573,511	部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長ー課長間)
技	事	務	課	長	213	50.8	573,879	8,642	565,237	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課
術	技	術	課	長	342	48.5	597,790	10,875	586,915	の長及び課長級専門職
	事	務課	長 代	理	130	47.4	493,371	24,555	468,816	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
関	技	術 課	長 代	理	77	50.9	556,700	73,280	483,420	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
係	事	務	係	長	228	46.5	446,055	39,841	406,214	
職	技	術	係	長	343	43.0	483,752	73,357	410,395	J
種	事	務	主	任	212	41.2	388,428	39,562	348,866	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 医足能のいない事業所になりて、職場のなり、第一
	技	術	主	任	380	44.6	479,970	61,401	418,569	保長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	事	務	係	員	736	34.4	289,543	28,918	260,625	
	技	術	係	員	1,018	34.8	353,903	56,624	297,279	

3 企業規模100人以上500人未満

							4月分平	均支給額	
	п	並	h7	調査	平均	きまって支糸	7		備考
	4	戦 種 🦸	名	実人員		する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	備考
			_	人	歳	円	円	円	
	支	店	長	2	57.5	666,781	0	666,781	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	エ	場	長	3	51.0	477,795	0	477,795	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事	務	部 長	73	53.3	486,246	939	485,307	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部
事	技	術音	部 長	50	52.8	542,819	1,273	541,546	の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
務	事	務部	次 長	37	48.1	418,745	1,884	416,861) 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる
	技	術 部	次 長	27	50.7	487,166	10,841	476,325	新の次長及び部次長級専門職 中間職(部長ー課長間)
技	事	務。	果 長	138	47.9	411,345	920	410,425	↑ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課
術	技	術言	果長	140	49.1	449,787	3,734	446,053	の長及び課長級専門職
	事	務課長	代理	77	44.9	416,848	23,482	393,366	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
関	技	術 課 長	代理	27	45.3	418,538	31,477	387,061	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
係	事	務(系 長	197	43.3	355,481	30,051	325,430	★ 係の長及び係長級専門職
職	技	術	系 長	111	42.3	365,484	39,810	325,674	J
種	事	務	主 任	171	41.1	320,366	38,103	282,263	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 (毎月後のいない事業所における。
	技	術 를	主 任	152	39.9	362,759	59,905	302,854	係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	事	務(系 員	742	36.2	261,977	27,470	234,507	
	技	術	系 員	424	36.0	311,549	50,346	261,203	

4 企業規模50人以上100人未満

	4												
					調査	平均		4月分平	均支給額				
	Ą	職 種	名		実人員		きまって支糸 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	備考			
					人	歳	円	円	円				
	支	Γ _ε	5	長	_	_	-	-	_	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)			
	エ	ţ	员	長	-	-	-	_	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)			
	事	務	部	長	29	52.8	473,422	2,206	471,216	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部			
事	技	術	部	長	16	52.0	504,625	64,164	440,461	の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)			
務	事	務音	邪 次	長	3	46.3	452,145	0	452,145	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる			
	技	術音	部 次	長	2	56.0	436,186	0	436,186	新の次長及び部次長級専門職 中間職(部長ー課長間)			
技	事	務	課	長	27	46.2	427,201	4,889	422,312	】 2係以上又は構成員10人以上の課の長 、職能資格等が上記課の長と同等と認められる課			
術	技	術	課	長	32	48.1	405,367	519	404,848	の長及び課長級専門職			
	事	務 課	長 代	理	15	41.7	410,078	5,274	404,804	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者課長に直属し部下4人以上を有する者			
関	技	術 課	長 代	理	20	41.8	354,176	6,022	348,154	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)			
係	事	務	係	長	37	47.3	315,132	33,226	281,906				
職	技	術	係	長	27	44.1	385,148	60,229	324,919	J			
種	事	務	主	任	39	38.5	317,167	43,904	273,263	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能容核等が			
	技	術	主	任	24	36.8	302,712	29,279	273,433	保長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)			
	事	務	係	員	239	37.6	254,354	22,305	232,049				
	技	術	係	員	107	35.2	324,459	70,376	254,083				

その2 公民給与比較の対象外職種

企 業 規 模 計

		調査	平均		4月分平	均支給額	
	職種名	実人員	年齢	きまって支糸 する給与	うち時間外	(A-B)	備考
			뱌	(A)	手当 (B)		
技能	電話交換手	人 -	歳	円	円 -	円	見習、外国語の電話交換手を除く。
・労務	自家用乗用自動車運 転 手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において 業務に従事している者を除く。
関係	守衛	17	54.4	366,019	32,795	333,224	
職 種 	用 務 員	13	54.0	262,889	23,819	239,070	
\ <u>\</u>	船 長・機 関 長	12	57.6	732,265	257,178	475,087	
海	一等航海士•機関士	16	42.1	583,845	162,486	421,359	
事	二等航海士•機関士	12	43.1	495,850	111,099	384,751	
関	三等航海士•機関士	11	28.8	415,724	93,391	322,333	沿海・平水5トン以上の船舶の乗組員
係	運 航 士	-	-	-	_	-	
職	甲 板 長・操 機 長	13	53.2	578,269	139,156	439,113	
種	甲 板 手・操 機 手	12	47.0	434,462	93,957	340,505	
	甲 板 員・機 関 員	14	26.4	301,328	53,923	247,405	J
****	研 究 所 長	-	-	-	-	_	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研究	研究部(課)長	24	53.2	588,677	3,723	584,954	構成員7人以上又は2室(係)以上の部(課)の長
関	研究室(係)長	14	46.8	483,116	21,285	461,831	構成員3人以上の室(係)の長
係職	主 任 研 究 員	40	40.0	422,931	27,958	394,973	下記研究員より上位の者 (上記役職者を除く。)
種	研 究 員	59	33.9	343,019	43,826	299,193	
	研究補助員	*	*	*	*	*	
医療	病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
関係職	副 院 長	*	*	*	*	*	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
種	医 科 長	13	51.7	1,563,609	220,163	1,343,446	部下に医師又は歯科医師1人以上

				調査	平均	平成 29年	4月分平	均支給額	
	職種	名				きまって支給		, ,	備考
				実人員	年齢	する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
				人	歳	(A) 円	十ョ(B) 円	円	
	医		師	27	46.7	1,119,880	125,149	994,731	
医	歯 科	医	師	*	*	*	*	*	
	薬	局	長	6	46.2	504,593	19,648	484,945	部下に薬剤師2人以上
療	薬	剤	師	29	38.9	326,852	14,754	312,098	
	診療 放	射線技	ち 師	39	39.5	354,421	22,046	332,375	
関	臨床検	查技	師	50	40.9	287,127	13,523	273,604	
	栄	養	士	29	34.9	255,893	11,750	244,143	
係	理学	療法	士	80	31.8	281,525	6,140	275,385	
	作業	療 法	士	74	32.6	281,332	3,755	277,577	
職	総看	護師	長	9	53.4	483,829	13,579	470,250	部下に看護師長5人以上
	看 護	師	長	112	46.7	380,832	24,861	355,971	部下に看護師又は准看護師5人以上
種	看	護	師	251	40.4	328,639	33,823	294,816	
	准 看	護	師	166	45.8	270,625	44,154	226,471	
±2.4-	大 学	学 部	長	2	54.0	398,035	0	398,035	
教	大 学	教	授	33	54.0	398,599	0	398,599	
育	大学	准教	授	26	44.8	357,004	0	357,004	
関	大 学	講	師	21	40.6	306,466	0	306,466	
係	大 学	助	教	_	-	-	-	-	
職	高 等 学	校校	長	_	-	-	-	_	
種	高 等 学	校教	頭	2	57.0	580,800	0	580,800	
	高 等 学	校教	諭	41	46.1	454,810	12,628	442,182	

その3 再雇用者

企 業 規 模 計

		調査	平均	平成 29年	4月分平	均支給額	
	職種名	実人員		きまって支糸 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	備考
	支店長・工場長	人	歳	円 -	円 -	円 -	
事務	事務・技術部長	26	62.7	435,801	2,838	432,963	
	事務・技術部次長	5	62.8	450,485	7,355	443,130	
技術	事務・技術課長	39	62.1	361,462	3,488	357,974	★その1の1企業規模計の備考欄参照
関	事務·技術課長代理	8	64.0	290,681	12,393	278,288	
係	事務・技術係長	24	61.4	260,308	11,975	248,333	
職種	事務・技術主任	8	61.7	310,458	23,661	286,797	
	事務・技術係員	582	62.0	240,193	11,538	228,655	

公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支 店 長・工 場 長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8級	事務課長・技術課長	支 店 長 ・ 工 場 長 事務部長・技術部長	
7級	平初 M 及 1X 的 M 及	事務部次長·技術部次長	支 店 長 ・ 工 場 長 事務部長・技術部長
6級	事 發 課長代理•技術課長代理	事務課長・技術課長	事務部次長·技術部次長
5級	事務課長代理·技術課長代理	T W IN X D III IN X	事務課長・技術課長
4級		事務課長代理•技術課長代理	事務課長代理•技術課長代理
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

第21表

民間における職種別・学歴別初任給

職種		学	歴	初	任	給	額
	大	事	務			197,069	円
	学	技	術			202,110	
	卒		全			198,530	
	短	事	務		*	163,051	
事務員・技術者	大	技	術		*	181,788	
	卒		全			168,064	
	高	事	務			157,103	
	校	技	術			165,636	
	卒		全			161,189	
研 究 員		大 学	卒			*	
医 師	大 学 卒		*				
看 護 師	養成所卒		203,446				
准 看 護 師	養成所卒		※ 164,500				

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ 支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものである。
 - 2 研究補助員(短大卒、高校卒)、薬剤師(大学卒)、診療放射線技師(短大卒)、栄養士(短大卒)、大学助教(大学卒)、高等学校教諭(大学卒)、船員(海上技術学校卒)についても調査したが、該当がなかった。
 - 3「*」は、調査実人員が1人の場合である。
 - 4 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。
- 備考 職員の場合、現行の行政職初任給は、大卒相当188,700円、高卒相当153,900円である。

第22表

民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係	員	37.3	16.1	1.0	45.6
課	長 級	28.4	17.6	0.0	54.0

第23表

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

								(- <u>1</u>
役職	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給				定期昇給	定期昇給 制度なし
段階				増額	減額	変化なし	中止	
係		89.7	85.9	20.5	2.6	62.8	3.8	10.3
課	長 級	77.4	74.1	15.0	0.7	58.4	3.3	22.6

⁽注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第24表

民間における昇給制度の状況

(単位:%)

	項目					
役職 段階		昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度なし
係	員	91.7	53.9	71.7	47.5	8.3
課	長 級	81.6	43.4	65.3	43.6	18.4

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表

民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目 採用あり		初	採用なし		
学歴		増額	据置き	減額	
大学卒	47.0	(55.3)	(44.7)	(0.0)	53.0
高校卒	46.3	(49.7)	(50.3)	(0.0)	53.7

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の新規学卒者の採用状況について集計したものである。
 - 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第26表

民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

		(1 == 10)
項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	59.9	40.1
課長級	49.5	50.5
部長級(非役員)	49.3	50.7

第27表

民間における扶養(家族)手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位:%)

家族手当制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する家族 手当を見直す予定 又は見直すことにつ いて検討中	税制及び社会保障 制度の見直しの動 向等によっては見 直すことを検討する	配偶者に対する家 族手当を見直す予 定がない(検討も 行っていない)
72.0	(95.7)	[1.6]	[13.9]	[84.5]

- (注)1()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 - 2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶 養	家族の	構成	支 給	月 額	(参考)全国民間
配	偶	者	13,172円		13,322円
配偶	者と子	1 人	19,348円	(6,176円)	18,996円 (5,674円)
配偶	者と子	- 2 人	25,344円	(5,996円)	24,257円 (5,261円)

- (注)1()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 - 2 扶養(家族)手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 - 3 全国民間は、人事院報告の数値である。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、子については1人につき7,100円、それ以外の扶養親族については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第28表

民間における住居(住宅)手当の支給状況

支 給 の 有 無	事業所割合	(参考)全国民間
支給する	55.6%	50.2%
支 給 し な い	44.4%	49.8%
借家・借間居住者に対する 住居(住宅)手当月額の 最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満	[30,000円以上 31,000円未満

備考 職員の場合、住居(住宅)手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第29表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況 (単位:%)

割増賃金率	適用行		(参考)適 用 事 業 所		
刊 垣 貝 並 竿	割合	累積割合	割合	累積割合	
31%以上	29.9	29.9	12.0	12.0	
30%	18.8	48.7	23.0	35.0	
29%	0.0	48.7	0.0	35.0	
28%	3.4	52.1	3.5	38.4	
27%	1.0	53.1	1.0	39.5	
26%	0.4	53.6	1.0	40.5	
25%	46.4	100.0	59.5	100.0	

⁽注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が それぞれの累積割合と一致しない場合がある。